

○薬物乱用防止広報車運用要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 0 4 号 〕

薬物乱用防止広報車運用要領

第 1 配置場所

生活安全部人身安全・少年課に薬物乱用防止広報車（以下「広報車」という。）を配置する。

第 2 名称

広報車は「少年サポート号」と名称する。

第 3 配置の目的

広報車は、少年による覚醒剤等薬物の乱用防止活動等の少年非行防止活動を行うことを目的とする。

第 4 用途

広報車は、次の用途に供するものとする。

- (1) 薬物乱用防止教室等の少年非行防止教室に関すること。
- (2) 少年非行防止の広報に関すること。
- (3) 少年相談に関すること。
- (4) 少年補導に関すること。
- (5) その他必要と認める少年警察活動に関すること。

第 5 運用要領

- 1 警察署長は、薬物乱用防止活動等の少年非行防止活動をより効果的に推進するため、広報車の使用又は派遣を受ける必要がある場合は、少年サポート号使用・派遣申請書（第 1 号様式）により、使用又は派遣を生活安全部人身安全・少年課長を経由して警察本部長に申請するものとする。
- 2 広報車の運転及び広報車に搭載の装備資機材等の取扱いは、生活安全部人身安全・少年課職員又は講習を受けた所属の職員が行うものとする。
- 3 広報車を使用した場合は、少年サポート号使用簿（第 2 号様式）に使用状況を記載し、遅滞なく生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンターに送付するものとする。

様式略